

## 川崎市立図書館及び横浜市立図書館相互利用に関する協定書（写）

川崎市と横浜市は、協力して図書館利用の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、川崎市及び横浜市に居住する市民の利便を図るため、市立図書館の相互利用を行うことを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において「相互利用」とは、川崎市に居住する者に対し横浜市立図書館が、横浜市に居住する者に対し川崎市立図書館が、それぞれ図書館資料の貸出し等を行うことをいう。

### （相互利用の範囲）

第3条 相互利用の範囲は、川崎市と横浜市がそれぞれ別に定めるものとする。

### （返却）

第4条 図書館資料の返却は、利用者が貸出しを受けた地方公共団体の図書館に行うものとする。

### （督促）

第5条 図書館資料が返却期限日を過ぎても返却されない場合の督促は、貸出しを行った地方公共団体の図書館で行うものとする。

### （賠償）

第6条 利用者が貸出しを受けた図書館資料を亡失又は汚損した場合には、貸出しを行った地方公共団体の図書館の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

### （費用負担）

第7条 相互利用の実施に要する費用は、貸出しを行う図書館を設置する地方公共団体が負担するものとする。

### （連絡会）

第8条 相互利用の円滑な推進を図るため、川崎市立図書館と横浜市立図書館の職員で構成する相互利用連絡会を設置する。

### （効力の発生）

第9条 この協定は、平成29年3月1日から効力を生ずるものとする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定めのない事項が生じた場合又はこの協定に疑義が生じた場合は、川崎市、横浜市協議の上解決するものとする。